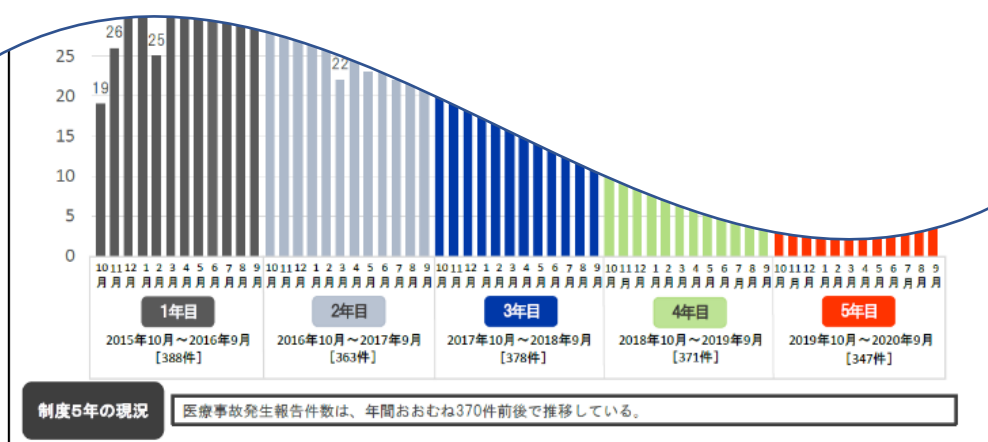


サービス推進室では、医療安全に関する情報を収集し、看護業務で役立つポイント等を付加して提供しています。点検ツールとしてお役立てください。

No.1

2020年は、医療事故調査制度がはじまって5年になります。5年という節目に本制度について再確認しましょう。

医療事故調査制度は、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための仕組みです。本制度の医療事故の対象は、「病院、診療所、助産所に勤務する医療従事者が提供した医療行為に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、その管理者が当該医療機関の責任を負うもの」です。制度の概要¹⁾は事業を運営する一般社団法人日本医療安全調査機構のホームページにまとめられています。また、制度開始5年間の動向²⁾が、機構のホームページに掲載されています。本記事では、制度をはじめ、医療事故調査の現状についてご紹介します。



(一般社団法人日本医療安全調査機構 医療事故調査・支援センター 医療事故調査制度開始5年の動向より)

機構の常務理事の木村壯介氏は、制度の5年間を振り返って、地域により制度の解釈・取り組みに大きな差がある一方、個々の対応をみると、複数報告の医療機関の増加など前向きな